

○熊本市私道整備補助金交付規則

昭和 5 2 年 4 月 1 0 日

規則第 1 8 号

改正 昭和 5 3 年 3 月 3 1 日規則第 1 5 号

昭和 5 5 年 7 月 2 9 日規則第 3 8 号

昭和 5 6 年 7 月 3 0 日規則第 4 9 号

昭和 5 9 年 4 月 1 日規則第 2 3 号

平成 2 年 3 月 3 1 日規則第 1 9 号

平成 3 年 3 月 3 0 日規則第 4 6 号

平成 1 4 年 9 月 2 6 日規則第 7 2 号

平成 1 4 年 9 月 2 7 日規則第 8 3 号

平成 1 7 年 3 月 2 4 日規則第 4 3 号

(題名改称)

平成 2 6 年 8 月 2 6 日規則第 7 9 号

令和 5 年 3 月 1 5 日規則第 1 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、一般交通の用に供している私道の整備工事又は補修工事を行う者に対して補助金を交付し、もって住民の生活環境の改善を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）に規定する道路、熊本市法定外公共物管理条例（平成 1 6 年条例第 6 0 号）第 2 条に規定する法定外公共物である道路及び公法人により道路として一般交通の用に供されている道路（公共施設に通ずる道路で特に市長が認めるものを除く。）をいう。
- (2) 私道 前号に規定する公道以外の道路をいう。
- (3) 整備工事 私道の整備のため施行する舗装工事、側溝等排水施設工事、交通安全施設工事及び簡易土留工事をいう。
- (4) 補修工事 私道の整備のため施行された舗装工事、側溝等排水施設工事、交通安全施設工事及び簡易土留工事に対して維持補修を行う工事をいう。

(補助金の交付対象)

第 3 条 市長は、次の各号のいずれにも適合する私道について整備工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 現に一般交通の用に供されていること。
- (2) 所有者の異なる家屋 3 棟以上の敷地への出入りに利用されており、かつ、その状態となって 3 年以上経過していること。

- (3) 所有者の異なる複数の土地（公道及び私道に係る土地を除く。）が接していること。
- 2 市長は、次の各号のいずれにも適合する私道について補修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- (1) 前項の要件に適合するものであること。
- (2) 整備工事又は補修工事施行後10年を経過していること。
- (3) 補修工事に係る部分が次のいずれかに該当すること。
- ア 舗装工事にあつては、当該面積がおおむね50平方メートル以上であること。
- イ 側溝等排水施設工事にあつては、当該部分の長さが10メートル以上であること。
- ウ 交通安全施設工事（防護柵工事を除く。）にあつては、別に定める基準を満たすものであること。
- エ 交通安全施設工事のうち防護柵工事にあつては、腐蝕等により安全性が著しく低下したものであり、当該部分の長さが20メートル以上であること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場所で施行する整備工事又は補修工事は、市長が特に認めた場合を除き、補助金の交付対象としない。
- (1) 幅員が1.8メートル未満である区間
- (2) 行き止まりの私道にあつては、当該私道の始端から、当該私道を敷地への出入りに利用している家屋のうち最も当該私道の終端に近いものの敷地の前面の部分までの区間以外の区間
- 4 前3項の規定にかかわらず、終端に公共施設がある私道に係る整備工事又は補修工事で市長が特に必要と認めるものについては、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、市長が別に定める補助基準により算出した工事費に100分の75を乗じて得た額とする。ただし、その額が250万円を超えるときは250万円とし、10万円未満のときは補助金は交付しない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、私道整備（補修）補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 整備工事又は補修工事の施行箇所となる土地（以下「工事対象土地」という。）が単独で所有されている場合 次に掲げる書類
- ア 工事対象土地の所有者の承諾書（当該所有者と申請者とが異なる場合に限る。）
- イ 私道整備（補修）工事実施計画書

ウ 工事対象土地に係る公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。)の写し

エ 工事対象土地に係る登記事項証明書又は登記事項要約書

(2) 工事対象土地が共有されている場合 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 民法(明治29年法律第89号)第251条第1項の共有物の変更を伴う工事 次に掲げる書類

(ア) 工事対象土地に係る共有者全員の承諾書(工事対象土地の整備工事又は補修工事に関して民法第251条第2項の裁判があった場合は、当該裁判があったことを証する書類及び当該裁判において所在等を知ることができないとされた共有者以外の共有者全員の承諾書)

(イ) 私道整備(補修)工事に係る共同施行代表責任者の選任及び振込口座の指定に係る書類

(ウ) 前号イからエまでに掲げる書類

イ 民法第252条第1項に規定する共有物の管理に関する工事 次に掲げる書類

(ア) 工事対象土地に係る共有持分の過半数に当たる共有者の承諾書(工事対象土地の整備工事又は補修工事に関して民法第252条第2項の裁判があった場合は、当該裁判があったことを証する書類並びに当該裁判において所在等を知ることができないとされた共有者及び賛否を明らかにしないとされた共有者を除く共有者の共有持分の過半数に当たる共有者の承諾書)

(イ) アに掲げる書類(ア(ア)に掲げる書類を除く。)

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、私道整備(補修)補助金交付(不交付)決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(工事着工)

第7条 申請者は、前条第2項の規定による決定通知を受けた後遅滞なく工事に着工しなければならない。

2 申請者は、工事に着工したときは、速やかに私道整備(補修)工事着工届を市長に提出しなければならない。

(工事の変更等)

第8条 申請者が補助金の交付決定の通知を受けた後、工事を中止し、又は工事内容

を変更しようとするときは、私道整備（補修）工事中止（計画変更）承認申請書を提出し、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けた場合において、補助金の交付の変更又は不交付を決定したときは、私道整備（補修）補助金変更交付（不交付）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（工事完了届）

第9条 申請者は、工事が完了したときは、速やかに私道整備（補修）工事完了届に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 精算報告書

（2） 工事工程写真

（工事完了検査）

第10条 市長は、前条の私道整備（補修）工事完了届を受理したときは、工事竣工確認検査を行うものとする。

- 2 前項の規定による検査の結果、工事が補助金交付決定書の内容に適合しないと認めるときは、市長は、申請者に工事の手直しを命ずることができる。

（補助金の交付時期）

第11条 市長は、前条の検査の結果、補助金交付決定の内容に適合していると認めたときは、申請者に対して補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、私道整備（補修）補助金交付確定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） この規則及びこの規則に基づく指示に反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消したときは、私道整備（補修）補助金交付決定取消通知書により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、私道整備（補修）補助金返還命令書により期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

（維持管理）

第14条 この規則による補助金の交付を受けて整備された私道の維持管理は、工事施行者において行うものとする。

（書類の様式等）

第15条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長

が別に定めるところによる。

- 2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日規則第15号）

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市私道等整備補助金交付規則第4条の規定は、昭和53年4月1日以降交付申請のあつたものから適用し、同日前に交付申請のあつた補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年7月29日規則第38号）

- 1 この規則は、昭和55年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市私道等整備補助金交付規則第4条の規定は、昭和55年8月1日以降交付申請のあつたものから適用し、同日前に交付申請のあつた補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年7月30日規則第49号）

- 1 この規則は、昭和56年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市私道等整備補助金交付規則第2条の規定は、昭和56年8月1日以降交付申請のあつたものから適用し、同日前に交付申請のあつた補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年4月1日規則第23号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条の規定は、昭和59年4月1日以後に交付申請のあつたものから適用し、同日前に交付申請のあつた補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月31日規則第19号）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第4条の規定は、平成2年4月1日以後の交付申請に係る補助金から適用し、同日前の交付申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日規則第46号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月26日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 27 日規則第 83 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日規則第 43 号）

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市私道整備補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定を受けることとなる補助金から適用する。

附 則（平成 26 年 8 月 26 日規則第 79 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 3 条及び第 5 条の規定は、この規則の施行の日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日規則第 12 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。